

労働安全衛生法第60条に基づく教育

令和4年9月7日

事業者 殿

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
甲府市北口2-15-1 (電話 251-6626)
http://www.yamanashi-roukiren.com/

「職長等教育」実施のご案内

労働安全衛生法第60条により事業者は、その事業場の業種が政令で定めるもの(注)に該当するときは、新たに職務につくことになった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者は除く。)に対し、厚生労働省令で定める職長等教育を行うことが義務づけられています。

(注) 政令で定める 建設業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業

教育対象業種 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。(イ) 食料品・タバコ製造業(化学調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)(ロ) 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)(ハ) 衣服その他の繊維製品製造業(ニ) 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)(ホ) 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

山梨労働局長の登録教習機関である本会では、このたび下記により標記教育を実施することと致しましたので、該当者の方々に受講いただけますようご案内いたします。

(新型コロナ感染防止対応) 新型コロナウイルス感染症の感染防止に対応した厳選カリキュラムで進行します。

記

- 日時 令和4年10月25日(火)~26日(水) 午前8:45~(1日目受付)
- 場所 山梨県立中小企業人材開発センター (甲府市大津町 2130-2)
※ ただし、駐車スペースに限りがありますので、アイメッセ第3駐車場をご利用下さい。
地図明細: http://www.yavada.jp/access.html でご覧下さい。
- 受講料等 受講料 15,400円 テキスト代他 1,185円
合計 16,585円(消費税10%を含む)
★ 受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから 10月18日(火)までに下記に「振込み」をお願いします。
振込口座—山梨中央銀行武田通支店 普 674128 (一社) 山梨県労働基準協会連合会
※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます。
- 修了証 講習科目を全部受講した者には修了証を交付します。
- 申込方法 申込書に所定事項記入の上、10月18日(火)までに当連合会に申し込んで下さい。(FAX可 055-251-6615)
- その他
 - 申し込み後の取消(キャンセル)は、講習日3日前(令和4年10月20日)までとします。以降の取消は欠席扱いとし、受講料の返金はいたしませんのでご注意ください。未納の場合にはご請求いたします。(なお、欠席者にはテキストを後日お渡し致します。)
 - 受講者の変更については、講習日3日前までに申し出ください。
 - 受講票は発行いたしておりません。受講者は会場に直行して下さい。
 - 請求書と領収証は発行いたしておりません。請求書は本通にて、領収証は金融機関発行の「振込金受取書」にて、ご対応いただきますよう、お願いいたします。

7 講習科目及び時間割

	9:00~12:00		12:50~17:00
1 日 目	・職長の職務 ・指導及び教育の方法 ・適正配置 ・監督・指示の方法 演習	屋 食 休 憩	・労働安全衛生 MS ・リスクアセスメント 演習 ・労働災害防止について関心の保持及び創意工夫
2 日 目	・設備改善 ・環境改善の方法と環境条件の保持 ・作業手順の定め方 演習 ・作業方法の改善	屋 食 休 憩	・整理整頓と安全衛生点検 ・異常時の措置 災害発生時の措置 演習 ・まとめ

- 注(1) 原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。
 (2) 講師の都合により科目、時間を変更することもあります。
 (3) 定員(40名)に達した時は、申込期日前でも締め切ることがあります。受講申込者が15名以下の場合には中止することがあります。

----- き り と り 線 -----

「職長等教育」受講申込書 (令和4年10月25日~26日実施)

フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日
氏 名	男・女	平成	
現住所	〒		
担当窓口	部署名	担当者名	電話番号
			FAX番号
☆ 記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないようにして下さい。 上記のとおり申込みます。 受講料 15,400円(税込) テキスト代他 1,185円(税込) 合計 _____ 円 【振込】 郵便番号 〒 所在地 事業場名 電話番号 () 一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿 H			

【個人情報について】 ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの的確な実施のためにのみ使用いたします。
 【新型コロナ感染防止対策について】 当会では、新型コロナ感染防止対策として、三密回避等の措置を講じています。詳細、別冊「新型コロナ感染防止対策」をご参照ください。